

指定管理者募集要項に関する質問と回答

(松ノ木運動場、永福体育館、下高井戸運動場・下高井戸区民集会所)

番号	項目	質問事項	回答
1	要項 5ページ	直近3年間の下高井戸集会所(第1集会室、第2集会室、第1和室、第2和室)の利用実績(午前、午後、延長の利用枠数の内訳など)をご教示ください。	別紙1を参照してください。
2	要項 7ページ	指定管理料に関して、要項に記載されております施設のうち、永福体育館、下高井戸運動場・区民集会所の実績額と、説明会当日に配布された資料3 収支光熱水費内訳に記載の額に相違がありますが、どちらを基準とすればよろしいでしょうか。また令和4年度以降の指定管理料に関して、金額の上限は設定されていますでしょうか。	配布した資料3を基準にしてください。なお、指定管理料について、応募時の積算において上限は設けていません。
3	要項 7ページ	指定管理料の収入見込に関して、今般のコロナ禍における状況をふまえた計画ではなく、説明会にてお話がありましたとおり、施設が通常開場可能で、従来の入場者数が過年度実績程度は見込める状況を想定し、作成する形でお間違いないでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	要項 7ページ	指定管理料の最低価格、最高価格がありましたら参考にお教えください。	最低、最高価格といった金額はありませんが、参考としてお示している過年度の実績を踏まえ計画の作成をお願いします。
5	要項 8ページ	電子複写機及び製版印刷機の直近3か年の収入実績額をご教示ください。	【コピー機使用料】 H29年度 80,330円、H30年度 43,470円、令和元年度 52,390円 【製版印刷機使用料】 H29年度 39,880円、H30年度 38,710円、令和元年度 44,130円
6	要項 8ページ	指定管理施設の諸室にてスポーツ振興事業及び自主事業教室を行う際、諸室の使用料を支払う必要はありますでしょうか。同じく自主事業として設置する自動販売機等に関して、区に納める行政財産目的外の使用料(㎡当たり〇〇円等)はありますでしょうか。	指定管理者が自施設を使用して行う教室については、指定管理者の収入になるため料金の支払いは不要です。また、自動販売機の設置は行政財産目的外使用ではないため、使用料を別途お支払いいただくことはありません。
7	要項 9ページ	各施設の備品について、区貸与備品以外の現指定管理者が持ち込んでいる備品一覧をお示しください。	別紙2を参照してください。
8	要項 9ページ	現指定管理者が持ち込んでいる備品の詳細をご開示願います。	別紙2を参照してください。
9	要項 9ページ	永福体育館に設置されているトレーニング機器の種類、台数をご教示ください。	別紙3を参照してください。
10	要項 9ページ	現指定管理者が契約しているリース備品の詳細をご教示ください。(対象備品・個数・設置場所・契約期間・契約料)	別紙3を参照してください。
11	要項 11ページ	「本指定管理業務の一部を第三者に委託する又は請負わせる場合は、あらかじめ区と協議し承認を得てください。」とありますが、各施設の維持管理に関する業務の各種維持管理、清掃の業務ごとの契約業者をお教えください。	現指定管理者のノウハウ等に当たるため、開示することはできません。
12	要項 11ページ	「本指定管理業務の一部を第三者に委託する又は請負わせる場合は、あらかじめ区と協議し承認を得てください。」とありますが、各施設の維持管理に関する業務の各種維持管理、清掃の業務ごとの委託年間契約金額をお教えください。	現指定管理者のノウハウ等に当たるため、開示することはできません。
13	要項 11ページ	松ノ木運動場及び下高井戸運動場(区民集会所含む)における再委託の実績があれば、委託先・契約金額・委託業務内容をご教示ください。	現指定管理者のノウハウ等に当たるため、開示することはできません。なお、委託業務内容は、別紙4のとおりです。
14	要項 11ページ	第三者に委託する場合は、あらかじめ区と協議とございますが、具体的な協議時期をご教示ください。	各年度の開始前までに区へ協議してください。
15	要項 11ページ	再委託先の業者は杉並区内に拠点のない業者の採用不可という認識でよろしいでしょうか。	募集要項11ページのとおり、区内業者を選定するよう努めてください。ただし、実施事業者が区内にいない場合等、区内業者への委託が難しい場合は、区外事業者を含めることが可能です。

16	要項	11ページ	和田堀野球場は松ノ木運動場と別契約であり、本収支計画、事業計画の対象外という認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
17	要項	11ページ	和田堀野球場・和田堀調節池壁打ち練習場に関する業務委託について現契約の仕様及び契約金額をお示しください。	「令和2年度 24,383,311円」となります。また、仕様は、別紙5を参照してください。募集要項に記載がありませんが、委託業務には和田堀公園プールの清掃を含みます。
18	要項	11ページ	和田堀野球場及び和田堀調節池壁打ち練習場、近隣にある区民事務所会議に関する使用料徴収事務委託については、指定管理業務外の別途委託業務と記載がありますので、本収支計画には当該契約の金額は含めないという認識でよろしいでしょうか。尚、現在の委託金額と委託内容の詳細をご教示ください。	お見込みのとおり、委託事業費用は含まずに計画を作成してください。区民事務所会議室使用料徴収事務委託費は「令和2年度 72,270円」です。委託内容は別紙6を参照してください。和田堀野球場等に関する委託金額・内容については、No.17の内容を参照ください。
19	要項	13ページ	「区と指定管理者の責任分担」の表中に「業務に係る各種保険加入」とご記載されておりますが、現在では各施設でどのような保険に加入されていますか。	各施設で加入している保険については、現指定管理者のノウハウに当たるため、開示することはできません。
20	要項	15ページ	下高井戸区民集会所電子複写機と下高井戸区民集会所製版印刷機の保守については別途指定管理者が契約するとの記載があり、この保守点検の回数や保守料をご教示願います。	電子複写機の定期点検は、6月に1回行っています。保守にかかる費用は、コピー料金に含まれており、1枚当たりの単価は3円で、使用予定枚数により算出し、契約金額(発注限度額)を決定しています。なお、令和3年度の発注限度額は、39,600円です。また、製版印刷機については、保守を行っていません。
21	要項	15ページ	記載していただいている物品のほかに現指定管理者から後任団体に引き継ぐべき長期継続契約やリース(割賦)物件、買取り資産等はないとの認識で宜しいでしょうか。(例:機械警備設備)	【永福体育館】(機械警備設備) ・契約先:(株)セノン ・委託料:年間240,000円 【松ノ木運動場】(機械警備設備) ・契約先:(株)セコム ・委託料:年間369,600円 【下高井戸運動場】(機械警備設備) ・契約先:(株)セコム ・委託料:年間654,720円 ほか買取り資産等はありません。
22	要項	15ページ	【取扱いに注意を要する備品等】にある2品目について現点検業者及び点検項目及び費用についてご教示ください。	点検業者は現指定管理者のノウハウ等に当たるため、開示することはできません。グランドピアノはNo.24をご確認ください。ピッチャーマウンドには日常点検のみを行っています。
23	要項	15ページ	下高井戸区民集会所にあるグランドピアノのメーカー及び品番をご教示ください。また、現在調律に要している費用も合わせてご教示ください。	「ヤマハC7」で、調律費用は@13,200(税込)×2回(6月12月に実施)となります。
24	要項	16ページ	災害時の災害対応マニュアル及び事業継続計画等の整備でマニュアル・計画書の作成が必要とありますが、提出期日をご教示ください。	指定管理期間の開始前までに区へ提出してください。
25	要項	16ページ	指定管理者募集要項P.16 9-(1)①ウ 従業員用の飲料水、食料等の備蓄について仕入先の指定や保管場所などの詳細情報がございましたらご教示ください。	仕入れ先及び保管場所の指定はありませんが、施設内倉庫や事務所内等区民利用の妨げにならない場所でお願います。
26	要項	16ページ	「管理の瑕疵に起因する損害賠償責任を負うことになった場合に備え、十分な賠償責任保険及び火災保険等に加入してください」とありますが、最低補償額や賠償範囲について過去の実績で結構ですのでご教示ください。	各施設で加入している保険については、指定管理者のノウハウに当たるため、開示することはできません。参考として区では「特別区自治体総合賠償責任保険」に加入しています。補償額等の指定はありませんが、適切な補償内容である保険加入をご提案ください。
27	要項	16ページ	下高井戸運動場の有料駐車場について、現在の駐車場料金の徴収方法(徴収の仕組み)を教示ください。また、募集要項には、精算設備が施設に設置されていないとの記載がありますが、公募説明会では、料金精算システムが導入され年間運用費を支払っているとのご説明がございました。つきましては、現在導入されている精算設備のメーカー及び品番をご教示ください。また、本設備を継承することは可能でしょうか。	現在の徴収方法は、駐車券による機械精算を行っており、精算設備は、「FT-4800N GT-3900 アmano株式会社」となります。設備を継承する場合は、現指定管理者との協議となります。
28	要項	16ページ	「※下高井戸運動場の有料駐車場について、精算設備が施設に設置されていない為、指定管理者にて精算を適切に管理できる設備を設置してください。」とありますが、下高井戸運動場の有料駐車場には現在精算機が設置されておりました。引継ぎ時に撤去され、新たに設置する必要がありますでしょうか。	お見込みのとおりです。設備を継承する場合は、現指定管理者との協議となります。
29	要項	16ページ	※波線箇所について、現地見学の際に下高井戸運動場の有料駐車場入口(詰所脇)に精算機が設置されていたように見受けられましたが、別途、指定管理者側で機器等を設置するとの理解でよろしいでしょうか。	現指定管理者が設置している現在の精算機は引継時に撤去することとなるため、新たに設置してください。設備を継承する場合は、現指定管理者との協議となります。

30	要項	18ページ	管理責任者と副管理責任者の人数や配置先、管理者に必要な資格・制限など指定がございましたらご教示ください。	説明会でもお伝えしましたが、各館長1名と全施設の統括的な責任を持つ管理責任者を1名指定してください(館長との兼務可)。なお、配置先・資格・制限は問いませんが、副責任者は各施設1名以上指定してください。
31	要項	19ページ	応募者の資格として、「令和3年4月1日時点で、体育施設又は類する施設の管理業務を引き続き2年以上行った実績を有すること。」と記載がありますが、体育施設又は類する施設とは、公共スポーツ施設における体育室、トレーニングルーム、カフェ、ビーチコート、屋外運動場等の管理業務実績という認識でよろしいでしょうか。	例示いただいた施設のほか、民間施設の管理実績も含むものとします。
32	要項	19ページ	指定管理部門が独立(分社・分割)した場合、独立前の実績も実績年数に入れることは可能か。	「管理運営を適切かつ継続的に進めること」を判断するために2年以上の実績を要件としています。担当部門が分社などにより新会社となった場合でも、事業の連続性が確認できれば、継続して実績があると判断します。企業内の再編や事業の包括承継(人材含む)など、実態に変更がないことがわかる資料をご提出ください。
33	要項	19ページ	共同事業体で申し込む場合、全ての構成団体に2年以上の実績が求められているのか。	「管理運営を適切かつ継続的に進めること」を判断するため、構成団体についても2年以上の実績が必要です。
34	要項	19ページ	7月中旬に実施される第2次審査の、参加人数・プレゼンテーションの時間・スクリーン等の使用について詳細をご教示ください。	第2次審査の実施方法等の詳細は、第1次審査通過者に対してお知らせします。
35	要項	25ページ	透明性の観点から各審査項目の配点をご教示ください。	各評価項目の配点の事前公表は行いません。
36	要項別紙1業務の基準	2ページ	松ノ木運動場及び下高井戸運動場(区民集会所含む)における、現在の各施設の業務別人員配置をご教示ください。また、当該施設における、設備員及び清掃員の配置人数もご教示願います。	現指定管理者のノウハウ等に当たるため、開示することはできませんので、業務の範囲に応じた適正な人員配置計画を立案してください。
37	要項別紙1業務の基準	2ページ	各施設で現在使用している人員配置のシフトデータをご教示ください。	現指定管理者のノウハウ等に当たるため、開示することはできませんので、業務の範囲に応じた適正な人員配置計画を立案してください。
38	要項別紙1業務の基準	2ページ	各施設の人員配置状況をご教示ください。	現指定管理者のノウハウ等に当たるため、開示することはできませんので、業務の範囲に応じた適正な人員配置計画を立案してください。
39	要項別紙1業務の基準	3ページ	「区民体育祭等大会など区が自ら行政目的に使用する場合や、区が共催、後援等を行う事業で使用する場合」等で清掃員及び警備員の増員が必要な場合、臨時の清掃員及び警備員の配置は本業務に含まないとの認識で宜しいでしょうか。本業務に含む場合、増員の年間日数、増員人数、配置時間等の実績を過去3年間分お教えください。	増員を必要とする場合の配置も本業務に見込み計画を立案してください。なお、増員を要するかは、施設運営に支障を生じさせない観点から、指定管理者にてご検討ください。また、行政使用の実績については、お示しした資料 2施設利用実績④優先使用の状況の枠数でご判断ください。
40	要項別紙1業務の基準	4ページ	カフェの運営については、対人販売となりますでしょうか。または自動販売機による販売でも宜しいでしょうか。	対人販売を必須とはしていませんので、自動販売機による販売も可能です。
41	要項別紙1業務の基準	4ページ	永福体育館に設置されているトレーニング機器類は現指定管理者の持込み備品か、指定管理業務の中で購入設置されたものか、帰属についてご教示ください。	現指定管理者の備品です。
42	要項別紙1業務の基準	5ページ	各施設の維持管理(機器の保守点検、清掃等)業務に関する点検報告書及び実施報告書をご提示ください。	点検報告書は区への提出義務はありませんので、提示することはできません。閲覧資料としてお示しした設備機器一覧を基に、施設維持管理における「杉並区保守点検業務委託等標準仕様書」を参照してください。また、実施報告書については、別紙7を参照してください。
43	要項別紙1業務の基準	5ページ	②施設等の維持管理に関する業務において、松ノ木運動場、下高井戸運動場・区民集会所の現在実施している業務について、業務の実施状況がわかる各種点検報告書、仕様書をご開示ください。	点検報告書は区への提出義務はありませんので、開示することはできません。閲覧資料としてお示しした設備機器一覧を基に、施設維持管理における「杉並区保守点検業務委託等標準仕様書」を参照してください。また、仕様書は、指定管理者が個別に契約し定められているため、開示することはできません。

44	要項別紙1業務の基準	5ページ	①につきまして、過去3年間の指定管理者・杉並区各々が実施された修繕及び更新の内容と費用についてお教えてください。	区・指定管理者が実施した修繕については、別紙8のとおりです。指定管理者が実施した修繕内容等の費用についてはノウハウ等に当たるため、開示することはできません。
45	要項別紙1業務の基準	5ページ	直近3年間の維持管理業務実績(金額・項目)をご教示ください。	維持管理費の実績額は、「募集説明会資料3 収支・光熱水費内訳(平成29年度～令和元年度)」にて「その他管理経費」としてお示ししたとおりです。また、実績項目は、別紙4・7・8を参照してください。
46	要項別紙1業務の基準	5ページ	指定管理者募集要項 別紙1業務の基準P5(1) 各施設の維持管理業務の年間管理計画があればご教示ください。	杉並区の特記仕様書を基に、法令その他に適応した内容で、事業者判断により計画してください。
47	要項別紙1業務の基準	5ページ	工事区分について金額以外の判断基準はございますか。また法令交換部品や経年による予防保全工事も含まれるでしょうか。判断基準がある場合はその内容をご教示ください。	原則として金額で判断します。なお、法令交換部品・予防保全工事も含まれます。
48	要項別紙1業務の基準	5ページ	指定管理者募集要項 別紙1業務の基準P5(3) 各施設の修繕計画表があればご教示ください。	区では予算等に基づき、年度単位で計画を作成するため、現時点でお示しできるものではありません。
49	要項別紙1業務の基準	5ページ	日常及び定期清掃範囲に関して、対象範囲となる各施設の床材と㎡及びガラス面積をご教示ください。	別紙9を参照してください。
50	要項別紙1業務の基準	5ページ	ガラス清掃など高所作業車や足場の組み立てが必要な業務がある場合は対象業務及び使用箇所をお教えてください。	「永福体育館の屋上ドレン清掃」となります。
51	要項別紙1業務の基準	5ページ	①につきまして、今後修繕及び更新等の予定がある設備がありましたらお教えてください。	区では、予算等に基づき年度単位で計画を作成するため、現時点でお示しできるものではありません。
52	要項別紙1業務の基準	5ページ	各施設の屋上にはガラス清掃などに使用できる丸環の設置はありますでしょうか。	ありません。
53	要項別紙1業務の基準	5ページ	作業車両の駐車場利用または敷地内駐車は可能でしょうか。	管理上必要な場合は、駐車いただいで結構です。
54	要項別紙1業務の基準	5ページ	永福体育館に関しましては施設規模から建築基準法12条及び建築物の衛生的環境の確保に関する法律の対象施設かと思われるのですが、その認識で宜しいでしょうか。	「建築基準法12条」の対象施設には該当しますが、「建築物の衛生的環境の確保に関する法律」の対象施設には該当しません。
55	要項別紙1業務の基準	5ページ	(1)につきまして、「施設、付属設備の維持管理については、最新の「杉並区保守点検業務委託等標準仕様書」に準拠します。」とありますが、頻度や実施内容に過不足があると思われる箇所は指定管理者の判断で変更することは可能でしょうか。(例:日常清掃及び定期清掃の実施頻度等)	不足があると思われる箇所の追加は問題ありません。なお、過度であるとの判断については、区との協議が必要となります。
56	要項別紙1業務の基準	6ページ	区で行う樹木管理の詳細な範囲を教えてください。定期的な剪定施肥等だけではなく、日常的な除草や散水等に関しても区で実施するとの認識で宜しいでしょうか。	区で行うのは高木の剪定のみで、日常管理は指定管理者において行っていただきます。
57	要項別紙1業務の基準	8ページ	永福体育館のカフェスペースの運営に関して、現指定管理者がどのような運営体制をとっているか(再委託によるものか等)ご教示ください。	自主事業におけるカフェの運営状況については、現指定管理者のノウハウ等に当たるため、開示することはできません。

58	要項別紙1業務の基準 8ページ	自主事業として自動販売機を設置する際の行政財産使用料をご教示ください。 なお、各施設別の自動販売機の設置台数をご教示願います。	施設の設置目的に沿った業務の範囲内で自動販売機の設置をする場合、行政財産使用料は発生しません。また、各施設の指定管理者が設置している台数については以下のとおりです。 松ノ木運動場 4台 永福体育館 5台 下高井戸運動場 2台
59	要項別紙2応募書類一覧	応募書類一覧の14. ISO027001登録票、プライバシーマーク認定書、環境マネジメントシステムISO14001等の登録証の任意提出の記載がありますが、提出した場合の加点、未提出の場合の減点はあるのでしょうか？	加点、減点等の配点の公表は行いません。
60	要項別紙2応募書類一覧	応募書類一覧の4.直近3期分の財務諸表並びに事業報告の提出が求められていますが、提出期間4月27日までに間に合わない場合、2017年2018年2019年の提出でよいのでしょうか？	可能な限り最新の報告をお願いします。また、提出期限までに2020年の提出が難しい場合は、お見込みのとりの対応で問題ありません。
61	要項別紙2応募書類一覧	No.12 事業計画書について、コメ書きで「説明資料添付可。ただしA4片面換算で50ページ以内。」と記載がありますが、これは、説明資料も50ページに換算されますでしょうか。	説明資料も含めて換算します。収支に関する説明資料については「収支計画の内訳及び積算書」でご説明いただいても差支えありません。
62	要項別紙2応募書類一覧	登記事項証明書(履歴事項全部証明書)に関して、発行日がいつ時点のものまで有効となるかご教示ください。	提出日から3か月以内に発行された証明書としてください。
63	要項別紙2応募書類一覧	納税証明書につきましては、「その1」又は「その3」のいずれかでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
64	要項資料2利用実績	資料として下高井戸運動場の施設使用率をお示しいただいておりますが、下高井戸運動場については、全面使用と片面使用があるとお見受けします。全面利用及び片面利用の各施設使用件数実績(過去3ヵ年分)をご教示ください。	施設使用率は、全面での使用2時間1コマを1として、片面使用は1/2としてお示ししています。一方、全面、片面それぞれの使用回数については記録していません。
65	要項資料2利用実績	各施設の使用数(枠数・率)については、「④優先使用」分も含まれた数値との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
66	要項資料2利用実績	指定管理者募集要項 資料2施設利用実績 (2)③ 直近3年間の永福体育館会議室の利用枠数をご教示ください。	別紙10を参照してください。
67	要項資料2利用実績	カフェの運営状況に関する詳細資料(月別売上、利用者数など)がございましたらご教示ください。	自主事業におけるカフェの運営状況については、現指定管理者のノウハウ等に当たるため、開示することはできません。
68	要項資料2利用実績	永福体育館の個人利用者数並びに団体件数の過去3ヶ年のデータをご提示お願いいたします。	予約者の登録種別について、個人登録者か団体登録者かは記録していませんのでお示しできません。
69	要項資料2利用実績	各施設に関して、諸室時間帯ごとの利用稼働率をご教示ください。	お示した資料(2施設利用実績③施設使用率)以上の統計データはありません。
70	要項資料2利用実績	スポーツ振興事業としてとして実施するスポーツ教室等について直近3ヵ年度で実施された事業内容・参加料・参加人数をご教示ください。	別紙11を参照してください。
71	要項資料2利用実績	松ノ木運動場及び下高井戸運動場(区民集会所含む)におけるスポーツ振興事業及び自主事業の開催実績をご教示願います。 (過去3ヵ年における、事業名・定員・開催期間・開催日数・参加料・実施場所)	別紙11、12を参照してください。
72	要項資料2利用実績	指定管理者募集要項 資料2施設利用実績 (2)④ 直近3年間に永福体育館のトレーニングルーム利用者数の減額者数をご教示ください。	平成30年度 大人171名、令和元年度 大人324名 となります。

73	要項資料2利用実績	ナイター設備の利用実績(各施設の野球場、ビーチコート、庭球場内訳など)をご教示ください。	照明設備のみの統計データはありません。
74	要項資料5下高井戸区民集会所利用状況一覧	資料として下高井戸区民集会所利用状況一覧をお示しいただいたところですが、第1集会室等場所別における曜日別、時間帯別の施設予約状況をご教示ください(直近3ヵ年分)	別紙1を参照してください。
75	様式2誓約書	共同事業体として応募する場合、誓約書(様式2)については、共同事業体の構成団体全てが提出すると公募説明会でご説明がありましたが、申請者に記載する所在地・名称・代表者については、構成団体の情報を記載するという認識でよろしいでしょうか。 また、「記」以下の(団体名又は共同事業体名)についても、同様の認識でよろしいでしょうか。	共同事業体の場合は、代表団体のみの提出です。
76	説明会資料3収支光熱水費内訳	各施設の支出項目の内、「事業経費」及び「その他管理経費」に含まれる科目をご教示ください。また、直近3ヵ年分の科目ごとの実績金額をお示してください。	現指定管理者のノウハウ等に当たるため、開示することはできません。
77	説明会資料3収支光熱水費内訳	平成29年度～令和2年度直近月までの電気・水道・ガス等、個別の使用量・使用料金額を月別にご教示ください。 また、各供給契約先及び契約内容をご教示ください。	月別の使用量・金額は現指定管理者のノウハウ等に当たるため、開示することはできません。また、供給契約先及び契約内容は、別紙13を参照してください。
78	説明会資料3収支光熱水費内訳	収支に関して、松ノ木運動場、下高井戸運動場・区民集会所では赤字の運営であるという理解でよろしいでしょうか。また、赤字については当初の事業計画と異なることが起きた等、要因をご教示ください。	運営状況については、説明会資料3の収支のとおりです。また、赤字となった主な要因は、施設使用料収入について、前年度実績を上回る事業計画を作成したものの、計画どおりとならなかったことによります。
79	説明会資料3収支光熱水費内訳	各施設の消耗品含まれる品目(手洗洗剤・トイレトペーパー・整備用材(砂・土・石灰等))について、年間の購入量及び購入実績額を直近3ヵ年分ご教示ください。	現指定管理者のノウハウ等に当たるため、開示することはできません。
80	説明会資料3収支光熱水費内訳	衛生消耗品費(トイレトペーパー、水石鹼、ゴミ袋等)及び設備消耗品費(空調フィルター等)の過去3年程度の費用実績をお教示ください。	現指定管理者のノウハウ等に当たるため、開示することはできません。
81	説明会資料3収支光熱水費内訳	当資料の指定管理料を参考に次期指定管理期間の指定管理料をご提示することですが、令和3年度労働報酬下限額や維持管理費の高騰等を考えると、お示しの指定管理料では安定性・継続性が担保できないものと想定されます。 したがって、本事業が安定性をもって長期継続的に指定管理業務を遂行するという観点においてその適性や妥当性を評価いただきたく、区として見解をご教示ください。	指定管理料の実績は、参考としてお示したものです。なお、令和4年度からの指定管理料は、このほか、人件費や維持管理経費などの状況も考慮したうえで、より適切な施設管理や事業提供が行える金額を設定し、積算根拠と合わせて提案してください。
82	その他	各施設に関して、コロナ禍に伴い、通常運営時と異なる利用がされている点をご教示ください(下高井戸集会所に設置されているピアノ等)。	【体育施設】スポーツ庁ガイドラインに基づき、消毒・換気の徹底等の対策を実施しています。 【集会所】消毒や換気の徹底を行っているほか、利用者に対しては、手指の消毒、マスク着用の徹底、部屋定員の半数以下での利用について協力要請を行っています。
83	その他	現地調査より、下高井戸運動場において警備員の配置があるようですが、警備員の配置時間に指定はありますか。	駐車場開場中の全時間に人員配置を要します。ただし、3月～11月は早朝利用者への対応が必要になるため、現在は午前7時45分からの出勤時間としています。
84	その他	現在、駐車場の管理において、人員を1名配置しているとのことですが、こちらについては、現指定管理者の職員が配置しているのでしょうか。もしくは、シルバー人材等への委託により配置しているのでしょうか。	委託により人員配置を行っています。なお、委託先については、現指定管理者のノウハウ等に当たるため、開示することはできません。
85	その他	次期指定期間中に休館を伴う大規模修繕等の予定があれば対象箇所及び期間をご教示ください。	区では、予算等に基づき年度単位で計画を作成するため、現時点でお示しできるものではありません。
86	その他	下高井戸運動場と松ノ木運動場の業務範囲を図面等でご教示ください。また、その業務範囲内において指定管理者が管理する植栽(低木・中木・高木)の本数や植栽図をご開示願います。	業務範囲、植栽の本数は別紙14を参照してください。なお、植栽図は、現行を反映したものではありません。松ノ木運動場の植栽本数は、区の委託事業で剪定しているもの本数を、別紙14内「松ノ木運動場樹木一覧」にまとめています。記載のないものは中低木になります。